

岩手県告示第54号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成26年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
観光課	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助	観光課	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助及び <u>特定被災地域復旧緊急支援交付金</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			